

公立大学法人京都市立芸術大学職員の旅費に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(令和2年3月31日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(令和8年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学就業規則（以下「就業規則」という。）

第48条の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の職員が、法人の業務のため旅行を命じられた場合等の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）

(2) 就業規則第21条第1項の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員

(旅費の支給)

第2条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）

の規定による旅費との均衡を考慮して別に定めるところにより、職員（職員であった者を含む。）又はその遺族に対し、旅費を支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費法の規定による旅費との均衡を考慮して別に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、法人の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の調整)

第4条 この規程の規定による旅費が、当該旅行の性質その他特別の事情により、明らかに実費より不足し、又は超過すると理事長が認める場合においては、旅費の全部又は一部を増額又は減額して支給することができる。

(委任)

第5条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必

要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の規程第11条の規定は、適用せず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の規程は適用せず、なお従前の例による。